

北海道告示第10230号

令和5年北海道告示第10530号（令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定）の一部を次のように改正する。

令和6年2月15日

北海道知事 鈴木 直道

24を次のように改める。

（農政部所管分その1）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
24 畜産特別資金利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の改善に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された畜産特別資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.125パーセントの割合で計算した額以内 （ただし、令和元年度、令和4年度及び令和5年度に貸し付けられたものにあつては、年0.12パーセント）	農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。